生じた欠損金額に相当する	生じた欠損金額又は個別欠損金額に相当する
又は第五十七条第一項	又は同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第五十七条第一項
（この項	（この項又は地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられたこの項
次項又は第四項	同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた次項
前項の規定により	同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた前項の規定により
損金の額	損金の額又は個別帰属損金額
前項の規定の適用	同条第二項の規定により読み替えられた前項の規定の適用
次条第一項	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた次条第一項
第一項の規定	同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第一項の規定
第一項の規定は	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第一項の規定は
第二項の規定	同条第二項の規定により読み替えられた第二項の規定
第一項の規定を	同条第二項の規定により読み替えられた第一項の規定を
同項ただし書の規定	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第一項ただし書の規定
連結事業年度において生じた第十八条の十八第一項に規定する個別欠損金額（当該連結欠損金額が生じた場合には、当該連結欠損金額のうち当該連結法人に帰せられる金額を加算した金額）	個別欠損金額

第五十七条第一項	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第五十七条第一項
前二項	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前二項
連結事業年度において生じた第十八条の十八第一項に規定する個別欠損金額（当該連結欠損金額が生じた場合には、当該連結欠損金額のうち当該連結法人に帰せられる金額を加算した金額）	個別欠損金額
前三項	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前三項
欠損金額（同条第二項又は第六項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたものを含み、同条第四項、第五項又は第九項の規定によりないものとされたものを除く	欠損金額等（地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項の規定により当該被合併法人等の個別欠損金額とみなされたもの（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の二十三第三項に規定する個別欠損金額をいう。以下この目において同じ。）（同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により当該被合併法人等の個別欠損金額とみなされたものを含む。）をいい、同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項若しくは第五項の規定により読みかえられないものとされたものを除く。以下この目において同じ
欠損金額に	欠損金額等に
法第五十七条第二項	地方税法施行令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項
欠損金額	欠損金額又は個別欠損金額
同条第二項に規定する未処理欠損金額	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項に規定する未処理欠損金額等
欠損金額（法第五十七条第一項又は第二項の規定の適用があるものに限るものとし、同条第二項又は第六項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたもの及び同条第四項、第五項又は第九項、第十七条第一項又は第二項の規定の適用があるものに限るものとし、同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項又は第六項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたもの及び同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項若しくは第五項	欠損金額又は個別欠損金額（地方税法施行令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項又は第二項の規定の適用があるものに限るものとし、同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項又は第六項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたもの及び同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項若しくは第五項

法人税法第五十八条第二項	法人税法第五十八条第二項
法人税法第五十八条第三項	法人税法第五十八条第三項
法人税法第五十八条第五項	法人税法第五十八条第五項
法人税法第五十八条第六項	法人税法第五十八条第六項
法人税法第五十九条第一項	法人税法第五十九条第一項
法人税法第五十九条第二項	法人税法第五十九条第二項